別表十三(四)の記載要領等第１号中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号(5)及び第３号において「令和６年旧震災特例法」という。）」に改め、同第11号中「「圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×100/100 (24)」」を「「圧縮限度額 ((22)又は(25))×(11)×100/100 (26)」」に、「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(34)と(36)のうち少ない金額)÷100/100÷(10) (30)」」を「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(36)と(38)のうち少ない金額)÷100/100÷(11) (32)」」に、「「繰入限度額 (35)×(10)×100/100 (36)」」を「「繰入限度額 (37)×(11)×100/100 (38)」」に改め、同号(5)中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に改め、同第13号中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に、「「特別勘定に経理した金額 (34)」」を「「特別勘定に経理した金額 (36)」」に改める。

別表十三(六)の表中「賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書」を「賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書」に、「取得した試験研究用資産の種類」を「取得等をした試験研究用資産の種類」に、「(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額」を「(3)のうち試験研究用資産の取得等に充てた金額」に改め、同表の記載要領中「特例)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例)」を加える。

別表十六(ロ)の記載要領第１号中「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合」を削り、同号(1)から(4)までを削る。

別表十六(ヰ)の記載要領第１号中「附則第14条第３項」の次に「又は第４項」を加える。

別表十七(二)の(三)の表中

・　・ ・　・					円

を

・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				